

平成31年度「依存症予防教育推進事業」に関する公募要領

1. 事業名 平成31年度「依存症予防教育推進事業」

2. 事業の趣旨

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症患者が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の逓減や、青少年健全育成の観点から国、学校のみならず、地域が一体となって児童生徒、学生、保護者、地域住民に対し、予防教育を図ることを目的とする。

3. 委託先

都道府県若しくは市区町村レベルでの取組を企画・実施できる地方公共団体、法人格を有する団体又は任意団体。ただし、任意団体については、以下の①から④までの要件を全て満たすこととする。①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。②団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。④団体の本拠としての事務所を有すること。

4. 事業の内容

(1) 検討委員会の設置

本事業を委託する団体は、地方公共団体職員、医療関係者、学校関係者、民間事業者、保護者等と連携し、依存症予防教育のための方策を検討する体制を整備するため、以下のようなメンバーで構成する検討委員会を設置する。検討委員会は、事業の企画立案、運営を行うとともに、事業実施後の評価・検証を行うこと。

【構成例】

- i. 社会教育関係者
- ii. 学校関係者
- iii. 各種依存症に係る医療関係者
- iv. 行政関係者
- v. 学識有識者
- vi. その他民間・NPO関係者等

(2) 依存症予防教育計画の策定

地域における実情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った依存症予防教育計画を策定する。なお、契約期間内の計画とし、趣旨・目的・事業内容・実施地域・年間スケジュール・期待される効果等の項目をたて策定する。また、全ての依存症予防教育教室が終了した後、企画検討委員会における検証を行うものとする。

(3) 依存症予防教室の実施

①内容

上記の依存症予防教育計画に基づき、ワークショップ、グループディスカッション、トークセッションなどの形式で、過去に依存を経験した者や、依存症治療などに携わる医師や教育関係者（以下「依存症予防教育関係者」という）等を招き、指導・助言等を行う「依存症予防教室」を実施すること。また、物質依存に関する取組又は行為依存に関する取組のいずれかを行うものとし、物質依存に係る取組については、薬物、喫煙、飲酒の3種類のいずれかを扱い、行為依存に係る取組については、ギャンブル、インターネットのいずれかを扱うこと。

②開催場所・回数等

社会教育施設等を活用し、多くの人が参加できるよう広く周知すること。原則と

して取組は3回以上（1回あたり2時間以上、定員30名以上を目安とする）実施すること。

なお、提案の評価に当たり、上記実施を満たした上で、下記ア～エはそれぞれごとに加点する。

ア、物質依存又は行為依存の取組において複数の依存症を取り扱う場合。

イ、物質依存に関する取組に加えて、行為依存の種類（1種類以上）を取り扱う場合。

ウ、行為依存に関する取組に加えて、物質依存の種類（1種類以上）を取り扱う場合。

エ、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル以外の依存症について取り扱う場合。

（4）資料及び報告書の提出

依存症予防教室において使用した資料（レジュメ・パワーポイント等）や参加者を対象としたアンケート等により集計・分析した報告書等については文部科学省生涯学習政策局青少年教育課に電子媒体で提出することとし、併せて受託先HPにおいて公表することとする。（受託先HPで公表された資料・報告書等は文部科学省HPからリンクさせる予定）

5. 企画公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 参加表明書の提出

（1）本企画競争に参加を希望する者は平成31年2月12日（火）12時までに下記7（3）の連絡先に電子メールにより別紙様式による参加表明書を提出すること。参加表明書を提出した者には当方より速やかに編集可能な企画提案書様式を送信する。

7. 企画提案書の提出方法等

（1）提出書類

①企画提案書

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③その他必要と思われる資料

（2）企画提案書の提出方法

① 用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

② 提出方法は、電子メールによる提出とする。電子メールによる提出が困難な特段の事情がある場合は、事前に相談すること。

・ 別紙様式 企画提案書を下記③で示すファイル形式にてメールに添付の上、送信すること。

・ 送信メールの件名は、「依存症予防教育推進事業（機関・団体名）」とすること。

・ ファイルサイズが10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

・ 添付ファイル名は、「提案事業名（機関・団体名）」とすること。

・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

・ メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、翌日（翌日が土日や休日の場合は、次の勤務日）の17時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて（3）提出先まで照会すること。

③ その他

- ・ 企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
 - ・ ファイルの形式は、企画提案書の様式についてはマイクロソフトワード、その他の資料については、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント又はPDF形式とする。
- (3) 提出先並びに問い合わせ先
- 電子メール
seisuisin@mext.go.jp
※受領確認照会先TEL：03-5253-4111（内2966）
 - 郵送等
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
推進係 宛
- (4) 企画提案書の提出期限
平成31年2月12日（火曜日）17時
※提出期限以降について、公募に係る資料の提出・差し替え及び訂正は認めない。
- (5) その他
- ① 企画提案書等を提出した者は、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、これに迅速かつ誠意をもって対応しなければならない。
 - ② 企画提案書等の作成費用については、選定及び採択結果にかかわらず企画公募参加者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 事業規模（予算）及び採択数

事業期間：契約締結日～平成32年（2020年）3月18日

（平成31年5月以降の元号については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記している。）

事業規模：総額9,500千円程度を予定。

採択数：複数件数を採択予定（内容を審査の上、8件程度とする）。

※本企画公募は、平成31年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合もある。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

技術審査委員会において、提出された企画提案書にて書類選考を実施する。

(2) 審査要領

別途定めた審査要領のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、企画提案書を基に契約条件を調整する場合がある。

また、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。

なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

このほか、事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

【契約締結に当たり必要となる書類】

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく委託事業計画書一式の書類を提出すること。

- ・ 委託事業計画書（委託対象経費内訳含む）
- ・ 委託対象経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者が双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。

1 1. スケジュール

- (1) 公募開始：平成31年1月11日（金）
- (2) 公募締切：平成31年2月12日（火）17時
- (3) 選定（書類審査）：平成31年3月上旬頃
- (4) 採択及び事業計画書の提出：平成31年3月中旬から4月中旬頃
- (5) 契約締結：平成31年4月下旬以降
- (6) 契約期間：契約締結日から平成32年（2020年）3月18日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

1 2. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2号は、地方公共団体、独立行政法人又は支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合には適用しない。

1 3. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。